

(仮称) きたもと こどもいきいき未来プラン(案) についての意見
(FAXから提出分)

【P.51「(1) 障がい児福祉施策の推進」のところ】への意見

◆意見1

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で高次脳機能障害支援体制加算〔障害児相支援〕が新設されたことを受け、高次脳機能障害を有する障害児への相談支援体制を整備していくことを、施策として位置づけて下さい。

◆理由1

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で、高次脳機能障害支援の普及・均てん化を図るために「高次脳機能障害支援体制加算」が新設され、高次脳機能障害を有する障害児の相談に応じる事業所も加算の対象として明記されました。

そして、埼玉県においても、この加算を受ける事業所に対する「埼玉県高次脳機能障害支援養成研修(基礎研修・実践研修)」が実施されるようになっていきます。

なお、高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置した事業所は、「高次脳機能障害を有する児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービス提供を拒むことは認められない」ということになっております。

【資料】

◆意見2

「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」という施策を位置づけて下さい。

◆理由2

子ども家庭庁によると、児童福祉法等改正法において児童発達支援センターの地域における中核的役割が明確化されたこと、3年に一度自治体が策定する障害児福祉計画（現在令和6～8年度が計画期間）に係る国の基本指針が改訂されたこと（令和6年4月施行）等を踏まえ、基本指針において、

- ① 障害児支援の体制を整備するに当たり関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること
- ② **地域の関係機関と連携し、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児への支援体制の整備を行うこと**
- ③ 市町村が子ども・子育て支援を行うに当たり開催する連携会議の構成員に、子育て支援に関わる関係機関として児童発達支援センターを加えること

等を新たに追加した、としています。

そして、令和6年9月30日に公布された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（一部改正）」には、任意記載事項ではありますが、「加えて、**強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児については、より専門的な支援が必要になる**ことから、管内の支援ニーズの把握と併せて、地域における課題の整理や専門的な人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制整備を行うことが必要である。」といった施策が新たに追加されています。

なお、障害児計画策定に係る国の基本指針において、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児への支援については、これまで以下のような施策が記されてきています。

【第1期障害児福祉計画】

(三) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。

【第2期障害児福祉計画】

(二) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。

【第3期障害児福祉計画】

(二) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。

そして、北本市第三期障害児計画では、79 ページに「○強度の行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい児に対して、適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成等、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。」と明記されています。

蛇足ですが、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部が令和6年12月27日に決定した「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」には、『令和6年度以降の「心のバリアフリー」に係る取組』、「3. 地域における取組」、「3) 障害のある人が地域でその人らしく生活するための取組」のところで、以下のことが記されていますので申し添えます。

- 障害福祉サービスについては、地域のニーズに応じたサービス整備を進めるため、各市町村において、国の基本方針に基づき、必要なサービス量を見込んだ障害福祉計画を策定し、計画的な整備を推進しており、引き続き、計画的な整備を求めていく。

(仮称) きたもと こどもいきいき未来プラン(案) についての意見
(ホームページから提出分)

No.	意見
1	待機児童率は3%であり、全国市町村中ワースト5という状況に全く危機感が感じられないことに驚きと怒りを禁じえません。 集計上待機とカウントされなくても、保育施設が需要に対して著しく不足していることから、本来の希望の園に預けることもできていません。(いわゆる隠れ待機児童状態) R11年度に待機児童ゼロの目標は現実から目をそらしているのではないのでしょうか？
2	①相変わらず100ページに及ぶ書類に目を通してからのコメントというのは非常に厳しいので、各単元(節・区分)に分割し、その単元ごとのコメントを提出できるように配慮願いたい。パブコメ募集を単なるアリバイ作りにしないよう切望する。
3	②たくさん事業が掲載されているが、目標指標の前に令和6年度までの実績・現状を示していただきたいかった。
4	③各新規事業は非常に大切なものと考えているので、より具体的に詳細(実施方法等)な中身が欲しかった。 特に、親子関係形成支援事業は重要と考える。
5	④こどもが心豊かに育つまち、健やかに育ち輝くまち、に北本をしていくには、その保護者(親)がそう思えるまちにしないとこどもはそうなれない。保護者の背中を見てこどもは成長していくのだから。大人に対する支援事業も並行して組み入れていただきたい。

(仮称) きたもと こどもいきいき未来プラン (案) についての意見 (持参分)

(仮称) きたもと こどもいきいき未来プラン (案) に対するコメント

I 「本計画における「こども」と「子ども」「若者」の使い分け」(p2)の下の図について

1. 「こども」と「子ども」の異同がわかりません。

P2の「参考」下の図で、「こども(年齢の定義は行わない)」と0歳から18歳～40歳未満(青年期)までに網掛けをしている。そして、本計画では、40歳くらいまでが「こども」なんだ、ええー?と思う市民もいると思います。本計画(案)のタイトルは「『こども』いきいき…」と「こども」ですが、本文中では「こども」と「子ども」が混在しています。そもそも市民には下の図の「こども」と「子ども」の異同が解りません。

2. 下の図で、「子ども(概ね18歳未満)」の高校生が「子ども」にも「若者」にもなっています。高校生に「子ども」と「若者」を重ねた意味が解りません。「子ども大綱」で示しているように、子どもから若者(青年期)への移行期、つまりライフサイクルから生じる課題に沿った時期区分と子ども・若者の目線・立場にたった計画にすべきです。

高校生の立場から見ると、“我らは子どもか若者か?” “どちらに使われるかは行政の都合ではないか?”との声がありそう。例えば、北本高校の生徒が、子ども会議(R6.7.19)では「子ども」として、また本計画では「若者」として調査の対象とされました。以下の「こども大綱」の「こども」「若者」の捉え方が反映されていないと思います。

子ども大綱等では、「『こども』とは『心身の発達の過程にある者をいう。』とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したもの」「(18歳、20歳といった) 青年期を経て成人期への移行期にある若者(子ども家庭庁:2024年2月19日「こども大綱」と心身の発達過程で生じる課題に対応した政策を求めている。

「『こども』と『若者』は重なり合う部分があるが、青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、(略)特に「若者」の語を用いることとする。(子ども家庭庁:2023年12月「子ども大綱」(47頁)とも注釈を加えている。

3. 「子どもと若者」の使い方が、本計画案P2の下の図と子どもの権利委員会への公募委員の枠と違います。権利委員会への公募委員の枠の「子どもと若者」と整合性をとる必要があると思います。子どもの権利委員会では「おおむね25歳までの人1人と、18歳までの人1人と「子ども」は18歳未満、「若者」は「概ね25歳以下」です。高校生は子どもと若者の両方で使い、若者の年齢を40歳未満までに揃えるのですか。根拠を尋ねたら、子育て支援課から「明確な根拠はありません。このため、『概ね25歳以下』としました。」と回答(2024.8.8)がありました。ただ、この委員会の公募委員の枠は子どもの権利条例36条で「子どもと市民」と規定し公募委員枠に「若者」はありませんので、法令等遵守をどう考えるかという問題もあります。

II 1-4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援の「特別な配慮が必要な子ども」の「特別な配慮」とは、他者による配慮で、当事者の権利の視点といえない表現で、子どもが権利主体という観点にはならないので、別の表現にすべきです。この件については、特に学識経験者が、この点について国連の人権問題、権利保障の実現への取り組みの歴史にみる到達点を踏まえ、学問に忠実であるべき立場からの役割を果たして頂きたい。

以下は、「特別な配慮が必要な子ども」を使うべきでない理由の根拠等を示します。

① 「特別な配慮が必要な子ども」には、子どもの権利条約(23条3を参照)やこども基本法に基づくこども大綱(「こども施策に関する基本的な方針」の(4)を参照)にみる子どもの権利の視点はない。子どもの権利条約では23条3では“特別な必要(special needs)を認め”、“教育、保健、福祉等の専門的サービス(special care)を享受する権利”が子どもにあり、それは個々の special needs に基づく、special care を受ける権利です。special needs と special care の間に、配慮する側の価値観や恣意が立ちうる可能性のある「特別な配慮」が立ち入ることは権利の侵害にすらなりうる。(special needs)を認めないと、reasonable accommodation(合理的配慮)もあり得

(仮称) きたもと こどもいきいき未来プラン (案) についての意見 (持参分)

ず、障害者権利条約(2006)第2条の reasonable accommodation (合理的配慮) の否定による差別になりうる。

② 最近の他の自治体の子どもの権利条例や子ども計画で「配慮」という用語を使った場合、逐条解説等で説明し、その説明は条約23条3やこども基本法の考え方(子どもの権利の視点)を踏まえている(例:ふじみ野市子どもの権利条例、鴻巣市子ども計画(案))

③ 子どもの権利(子ども権利条約23条3や子ども大綱)を踏まえたと思えるような以下のような表現が一般化し始めていると思える。北本子ども・子育て会議の第4回の会議録(P5)で、委員が「困難を抱えている」(P5)と子ども大綱(P12)を、また、重度の障害の子どもを養育している女優の星野真理さんは、「スペシャルニーズの当事者として、その家族として」(2024.9.15 配信 Yahoo!ニュース)と権利条約23条3を踏まえたと思える表現をしている。日本財団のテレビのコマーシャル等もです。

④ 子どもの権利を周知啓発する側の方が、北本市子どもの権利に関する条例第19条の「特別な配慮が必要な子ども」に関し子どもの権利の視点からの説明がないまま固執し、このような一般の変化に追いついていないと思える次のような対応がありました。昨年の子ども行動計画のパブコメで「特別な配慮が必要な子ども」の表現での普及啓発の問題を指摘したところ、「条例19条にあるから」との回答。周知啓発を職務とする北本市権利擁護委員(2024/7/13 回答)も子どもの権利条例案の作成を主導した議員(2024/10/14 回答)に「特別な配慮が必要な子ども」の表現について子どもの権利の視点から市民にはわかりやすい説明を求めたところ、両者とも条例19条の規定を「置かれている環境により権利侵害を受けやすい子どもと解釈している」とますますわかり難くなり、また、条例や基本法に基づく説明ではありません。

本計画案では、施策目標1【評価と課題】の最後の行の条例を引き合いの出している部分で、子ども大綱で示された「社会変化に伴う多様な困難を抱える子ども」(p39)が使われたり、「特別な配慮が必要な子どもが在園する」(p95)「特別な配慮が必要な児童」(p96)と「特別な配慮が必要」の表現が混在したりと、1つの計画の中で使っている表現にぶれがあります。鴻巣のこども計画案では見られないことです。

III 施策の評価及び課題について: 施策目標1【評価と課題について】「子どもの権利擁護委員の設置」(P46)を例にして

全てにいえると思うが、これまで実施してきた施策の評価が不十分(無)のままゆえに、市民には課題がわからない状況のまま、第5章の施策で「行います」と書かれています。「北本市第七期障害福祉計画北本市第三期障害児福祉計画」や「子どもの権利に関する行動計画」が使いまわされているようにしか見えない。そのため、この計画が効果的実施になるのかという思いが生じます。

施策目標1で、「子どもの権利に関する条例」…権利を守るための仕組み…子どもの権利を保障し…子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現するための取組」として、「子どもの権利擁護委員の設置」(P46)があります。

北本市子どもの権利に関する行動計画案(R6年)に対するパブコメNo49「権利擁護委員の活動に関する検証の必要性」の意見があり、これに対し市は「子どもの権利擁護委員は子どもの権利に関し優れた識見を有する者」を委嘱しております。今後よりよい活動となるよう、意見として参考とさせていただきます。」と検証しようとする姿勢は感じられませんでした。本計画案で、「子どもの権利擁護委員の設置」は行動計画案の使いまわしです。「子どもの権利に関し優れた識見を有する者」は自らの活動を振り返り、自らの課題を見出し、「よりよい活動」(救済や権利擁護を具現化していくこと)のための実践研究をすべき立場にあります。自らでも、委員会でもいいのですが「子どもの権利擁護委員の設置」の評価と課題を踏まえた計画にすべきです。

以下、北本市権利擁護委員の職務の実態を表にし、これまでの「権利の擁護・救済を行います」を評価します。R4年度に救済申立て1号がありました。しかし、以下のように「権利の擁護・救済を行います」を信用できる活動実態ではありません。救済申立て1号は「R4年度北本市子どもの権利擁護委員活動状況報告」の申立て事例(障害のある子が幼稚園から退園をせまられた例)として掲載されています。この場合、権利擁護委員は障害のある子の救済・権利擁護のための活動が職務になります。この活動の過程について、条例に沿った手続きか、子どもと保護者が抱える困難性をどうとらえているか、対応の緊急性を勘案して対応したかなどを視点に開示請求した行政文書等を使い読みました。結果、幼稚園登園継続はできなかつたようで、救済はできなかつたと判断しました。また、対応過程及び必要請書等文書からも、子どもの権利擁護(アドボカシー)に取り組んだ形跡は見えませんでした。

(仮称) きたもと こどもいきいき未来プラン (案) についての意見 (持参分)

た。

(参考) 表 権利擁護委員職務実績表

表内の () 内は北本市子どもの権利に関する条例の根拠条項 ×は実施していない

年度 業務内容		北本市			川西市	
		R4年度 (10月～3月)	R5年度 (4月～3月)	R6年度 (4月～9月)	R4年次 (1月～12月)	R5年次 (1月～12月)
① 権利擁護委員会議 (規則)		×	3 (審議無)	1 (審議無)	2	3
② 相談援助 (22条)		2	2	×	申立受付までに6-7回の相談有	
権利 擁護 ・ 救済 (22 条)	救済申立受付	1	×	×	1 (相談員のやり取り6回後受付)	1 (やり取り7回後受付)
	受理要件の確認 (28条)	×			受付時に確認	受付時に確認
	調査・調整 (27条)	×			112回聞き取り調査等	15回聞き取り調査等
	是正要請等 (30条)	1 幼稚園に是正要請書提出 (3/30)			市長に結果通知、市教育委員会と学校長に意見表明提出	権利擁護案件と判断。教育長に所見を付した結果通知を提出
	是正要請等提出後の対応	×			×	×
④ 意見表明 (調査等) (22条)		×	×	×	申立てに伴う意見表明や教育の在り方などの提言を行っている	
⑤子どもの権利に関する普及啓発 (22条)		次回のこの会で分析予定				
⑤ 提言、結果報告等		×	×	×	教育委員会への「学校運営における組織的対応についての提言 (改訂版)」 (2022年次)	

注 1) 川西市並み報酬 (月額20万4000円) を支給しているのでその報酬に見合う業績・実績か否かを比較

2) 使った資料: 北本市: 開示された行政文書、R4年度・R5年度擁護委員の活動報告

川西市: 川西市子ども人権オンブズパーソン「子どもオンブズレポート 2022」

川西市子ども人権オンブズパーソン「子どもオンブズレポート 2023」

3) 職務: 北本市子どもの権利に関する条例に基づく以下の4つの職務を基に整理

- ① 相談援助 ②権利擁護・救済活動 ③意見表明 ④子どもの権利に関する普及啓発

IV 施策の展開に関すること

1-1 子どもの権利を尊重する取組の周知啓発について

1. P45-46の(1)(2)(3)で周知内容を「条例等」としています。周知啓発の内容は子どもの権利条約の理念、権利に基づく権利条約に基づく子ども基本の精神を正確に周知啓発すべきだと思います。なぜなら、本計画はP2に明記しているように条例ではなく、子ども基本法10条に基づく市町村子ども計画を根拠にしているからです。

2. P45-46の周知啓発の事業を、主に子育て支援課と人権推進課が担当しています。それぞれの課では内容を分けて分担しているかもしれませんが、市民にとっては、各課の分担などわかりません。以下のように、業務の重複や縦割りで市民が翻弄され、事業への参加もし難いので、担当を1本化すべきです

(仮称) きたもと こどもいきいき未来プラン (案) についての意見 (持参分)

(1)④と(3)⑤に出前講座は子育て支援課になっていますが、人権推進課に申し込み実施しました。出前講座の当日は、子育て支援課、人権推進課から各2名計4名の職員が参加しました。(2)①②の啓発のパンフ、リーフレットを作成は子育て支援課と人権推進課が担当のことですが啓発の出前講座向けPPTは人権推進課で作成。(1)②子どもの権利の日の事業は子育て支援課になっていますが、「2024年の権利の日の事業は「こどもの権利クイズ」と「子ども権利について語ろう」で構成し、前者を子育て支援課が後者を人権推進課が担当するというので、問い合わせは内容により担当課が違う、人権推進課窓口で「普及啓発は子育て支援課だ」と、子育て支援課にまわされそうとしたりしています。

3. P48「子どもの権利委員会」への参加については上記Iでも言及したが、「子どもの権利委員会」は北本市子どもに関する権利条例第36条3で公募委員は「子ども及び市民」と規定、「子どもと市民」は条例で定義していますが、若者の定義もありません。条例の対象外ゆえに定義がない「若者」を「子どもの権利委員会」の公募委員とする合理的理由はありません。条例第36条3「子ども及び市民」の子ども(18歳未満)で公募すべきです。

4. P47の図について、説明がないまま「権利侵害から救済までの流れ」図を張り付けても市民には何のことかわかりません。この図も子どもの権利に関する行動計画が使いまわしと思えます。この図は不要です。

5. P49 1-3 虐待・体罰・暴言等の不適切な指導の禁止、いじめの防止への取組について “虐待・体罰・暴言等の不適切な指導の禁止”を中黒で括った意味が解りません。また、P49(1)P50(2)では“防止する取り組み”としています“禁止”か“防止”かどちらの取り組みか。虐待や体罰は禁止できるのか。

また、体罰や暴言について子どもの権利条例の定義との整合性はしなくてよいのか。条例2条で体罰等を「しつけ、懲戒、指導その他名目のいかに問わず身体的又は精神的な苦痛を与えること」と定義し、体罰は身体的苦痛、暴言は精神的苦痛と言えるといえるからです。この定義を使えば暴言は体罰に含まれるので暴言等は不要となります。

さらに、「不適切な指導」は「生徒等に対して執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与えること」生徒指導提要(105頁)と説明しています。しかし「不適切な」は学校の「指導」のみならず、保育、介護、介助などでも「不適切な」「保育」「ケア」等と多分野の対人サービスで問題になっています。不適切な対応はmaltreatmentと呼ばれ、虐待(abuse)の線上にある概念と捉えられる場合もあります。虐待の防止のためにも「不適切な」を学校以外の子ども関係施設幼稚園保育園、学童保育等)にも拡大して周知する計画が必要です。

6 P51「北本市障害児学童保育室管理運営事業」とP89(5)「放課後児童健全育成事業(学童保育室運営事業)」は目的・機能は違うが同じように書かれています。市民には障害児学童を障害のある子を対象とした学童保育と受け取られる可能性が高いです。北本の障害児学童保育は児童福祉法の放課後等デイサービス事業と障害児相談支援事業で、手続き等は障害者総合支援法に基づいての利用になります。そして、放課後児童健全育成事業の学童保育と目的が違うから放課後等デイサービスを利用しつつ学童保育室を利用したり、学童保育に移行したりでき、障害のある子がインクルージョンをめざすという関係にあります。なお、放課後等デイサービス、障害児相談支援(計画相談)に「保護者負担の軽減」は主目的ではありません。

7. 1-4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援の計画として、P51障害者差別解消法に関する周知啓発で「合理的配慮について、周知啓発を」とあります。「特別な配慮」が合理的配慮ではありません。この表現「特別な配慮」=合理的配慮と勘違いされます。

8 P52(3)「様々な環境にある子どもたち」とはどんなカテゴリーで括ろうとしたのかわかりません。障害のある子どももヤングケアラー、一人親家庭の子ども、その他の子どもも「様々な環境にある子ども」です。「様々な環境にある子ども」という括りではわかりません。なお、③「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」は、障害のある子どもへの支援として括れます。

以上

2025年1月23日